

○八戸市福祉センター条例

昭和53年 9 月25日

条例第37号

改正 昭和57年 3 月30日条例第13号

昭和59年 9 月25日条例第35号

平成元年 6 月20日条例第50号

平成 6 年12月26日条例第61号

平成 9 年 3 月27日条例第32号

平成19年 6 月25日条例第32号

平成25年12月27日条例第55号

令和元年 9 月27日条例第24号

令和 2 年 3 月25日条例第14号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、市民の福祉の増進を図るため、社会福祉及び市民の生活の維持向上の場として福祉センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(福祉センターの名称及び位置)

第 2 条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 八戸市福祉公民館

(2) 位置 八戸市類家四丁目 3 番 1 号

(指定管理者による管理)

第 3 条 八戸市福祉公民館（以下「福祉公民館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(追加〔平成19年条例32号〕)

(指定管理者の業務)

第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 福祉公民館の使用の許可に関する業務

(2) 福祉公民館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(追加〔平成19年条例32号〕)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 5 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、福

祉公民館の管理を行わなければならない。

(追加〔平成19年条例32号〕)

(使用の許可及び条件)

第6条 福祉公民館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、福祉公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(一部改正〔平成19年条例32号〕)

(使用制限)

第7条 指定管理者は、福祉公民館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 福祉公民館の管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

(一部改正〔平成19年条例32号〕)

(使用条件の変更等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉公民館の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより第6条の規定により福祉公民館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(一部改正〔平成19年条例32号〕)

(使用料)

第9条 福祉公民館の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成19年条例32号〕）

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。
- (2) 第8条第1項第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 規則で定める期限までに使用中止の届出があったとき。

（一部改正〔平成19年条例32号〕）

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により使用料を減免することができる。

（一部改正〔平成19年条例32号〕）

（目的外使用等の禁止）

第12条 使用者は、福祉公民館の施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（一部改正〔平成19年条例32号〕）

（特別設備の設置等の許可）

第13条 使用者が福祉公民館の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（一部改正〔平成19年条例32号〕）

（秩序保持）

第14条 使用者は、福祉公民館の秩序保持及び施設の良い保全に努めなければならない。

2 使用者及び入場者は、常に当該職員の指示に従わなければならない。

（一部改正〔平成19年条例32号〕）

（入場の拒否等）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 福祉公民館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者

(3) 係員の指示に従わない者

(4) その他管理上入場を不相当と認める者

(一部改正〔平成19年条例32号〕)

(使用者の原状回復義務)

第16条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、第8条第1項第4号の場合において、指定管理者がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(一部改正〔平成19年条例32号〕)

(損害賠償)

第17条 福祉公民館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(一部改正〔平成19年条例32号〕)

(委任事項)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成19年条例32号〕)

附 則

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日条例第13号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に対する使用許可に係る使用料等について適用し、同日前の申請に対する使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

(1)～(7) 略

(8) 第14条の規定による改正後の八戸市福祉センター条例の規定

(9) 略

附 則（昭和59年9月25日条例第35号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成元年 6 月 20 日 条例第 50 号）

- 1 この条例は、平成元年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 12 月 26 日 条例第 61 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日 条例第 32 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 6 月 25 日 条例第 32 号）

この条例中第 1 条の規定は平成 19 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日 条例第 55 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（八戸市南郷文化ホール条例等の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の八戸市南郷文化ホール条例第 6 条第 1 項、第 15 条の規定による改正前の八戸市美術館条例第 7 条第 1 項、第 18 条の規定による改正前の八戸市公民館条例第 7 条第 1 項、第 23 条の規定による改正前の八戸市職業訓練センター条例第 6 条第 1 項、第 24 条の規定による改正前の八戸市農村環境改善センター条例第 3 条第 1 項、第 28 条の規定による改正前の八戸市農業経営振興センター条例第 4 条第 1 項、第 37 条の規定による改正前の八戸市福祉センター条例第 6 条第 1 項、第 38 条の規定による改正前の八戸市総合福祉会館条例第 7 条第 1 項、第 39 条の規定による改正前の八戸市集会場条例第 6 条第 1 項、第 41 条の規定による改正前の八戸市勤労身体障害者体育施設条例第 6 条第 1 項、第 42 条の規定による改正前の八戸市斎場条例第 6 条、第 44 条の規定による改正前の八戸市島守コミュニティセンター条例第 3 条第 1 項、第 50 条の規定による改正前の八戸市防災コミュニティセンター条例第 6 条第 1 項、第 56 条の規定による改正前の八戸市農村公園条例第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項並びに第 57 条の規定による改正前の八戸市多目的交流広場条例第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により受けている許可に係る使用料及び占用料につ

いては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 27 日 条例第 24 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。（後略）

（八戸市集会場条例等の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 この条例の施行の際現に第 7 条の規定による改正前の八戸市集会場条例第 6 条第 1 項、第 10 条の規定による改正前の八戸市南郷文化ホール条例第 6 条第 1 項、第 14 条の規定による改正前の八戸市屋内スケートリンク条例第 6 条第 1 項、第 24 条の規定による改正前の八戸まちなか広場条例第 4 条第 1 項、第 26 条の規定による改正前の八戸市公民館条例第 7 条第 1 項、第 27 条の規定による改正前の八戸市職業訓練センター条例第 6 条第 1 項、第 31 条の規定による改正前の八戸市蕪島プロムナード公園条例第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項、第 32 条の規定による改正前の八戸市農村環境改善センター条例第 3 条第 1 項、第 36 条の規定による改正前の八戸市農業経営振興センター条例第 4 条第 1 項、第 43 条の規定による改正前の八戸市福祉センター条例第 6 条第 1 項、第 44 条の規定による改正前の八戸市総合福祉会館条例第 7 条第 1 項、第 46 条の規定による改正前の八戸市勤労身体障害者体育施設条例第 6 条第 1 項、第 48 条の規定による改正前の八戸市斎場条例第 6 条、第 50 条の規定による改正前の八戸市津波防災センター条例第 3 条第 1 項、第 51 条の規定による改正前の八戸市島守コミュニティセンター条例第 3 条第 1 項、第 57 条の規定による改正前の八戸市水防センター条例第 6 条第 1 項、第 63 条の規定による改正前の八戸市農村公園条例第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項並びに第 64 条の規定による改正前の八戸市多目的交流広場条例第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により受けている許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日 条例第 14 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 9 条関係）

使用料

使用時間区分	基本区分			複合区分			冷暖房料（1 時間 区分 当たり）
	午前 9 時 から	午後 1 時 から	午後 5 時 30 分	午前 9 時 から	午後 1 時 から	午前 9 時 から	

	正午まで	午後4時30分まで	午後4時から午後10時まで	午後4時30分まで	午後10時まで	午後10時まで	
	円	円	円	円	円	円	円
大会議室	2,990	2,990	3,220	6,000	6,260	9,250	550
手話教室	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
研修室（1）	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
研修室（2）	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
図書資料室	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
点字録音室	740	740	860	1,490	1,600	2,360	160
会議室	740	740	860	1,490	1,600	2,360	160
いこい室	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
料理講習室	2,250	2,250	2,480	4,500	4,740	7,000	160
事務室	1年につき使用面積に1m ² 当たり7,000円を乗じて得た額						

備考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、当該使用料を徴収する。
- 2 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長使用料は、当該使用時間基本区分料金の100分の50に相当する額とする。
- 3 事務室の使用期間が、1年に満たないときは月割計算により、1月に満たないときは1月を30日とする日割計算により計算する。
- 4 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(全部改正〔昭和57年条例13号〕、一部改正〔昭和59年条例35号・平成元年50号・6年61号・9年32号・19年32号・25年55号・令和元年24号・2年14号〕)

○八戸市福祉センター条例施行規則

昭和53年 9 月 29 日

規則第30号

改正 昭和59年 9 月 26 日規則第27号

平成 5 年 3 月 30 日規則第18号

平成19年 6 月 26 日規則第42号

平成24年 3 月 23 日規則第 8 号

令和 2 年 3 月 25 日規則第13号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市福祉センター条例（昭和53年八戸市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 八戸市福祉公民館（以下「福祉公民館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第 3 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(一部改正〔昭和59年規則27号・平成19年42号〕)

(休館日)

第 3 条 福祉公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月28日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(一部改正〔平成19年規則42号〕)

(使用期間)

第 4 条 福祉公民館の使用期間は、事務室を除き、同一使用につき引き続き 3 日を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、使用期間を変更することができる。

3 事務室の使用期間は、1 年以内とし、指定管理者が必要があると認めるときは、これを更

新することができる。

（一部改正〔平成19年規則42号・令和2年13号〕）

（使用許可の申請手続等）

第5条 条例第6条第1項の規定により福祉公民館の使用の許可を受けようとする者は、福祉公民館使用許可申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の許可の申請は、福祉公民館の使用開始期日前6箇月から7日まで受け付けるものとする。ただし、指定管理者が相当な理由があり、かつ、福祉公民館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成19年規則42号〕）

（使用許可書の交付等）

第6条 指定管理者は、前条第1項の申請書を受理した場合において、福祉公民館の使用を許可したときは、当該申請者に福祉公民館使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を交付する。

2 前項の規定により福祉公民館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、福祉公民館の使用の際使用許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（一部改正〔平成19年規則42号〕）

（使用時間の延長）

第7条 使用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間を超えて福祉公民館を使用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（一部改正〔平成19年規則42号〕）

（使用の変更）

第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、福祉公民館使用変更申請書（別記第3号様式）に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、使用の変更を承認したときは、福祉公民館使用変更承認書（別記第4号様式）を当該申請者に交付する。

（一部改正〔平成19年規則42号〕）

（使用の中止）

第9条 使用者は、福祉公民館の使用を中止しようとするときは、福祉公民館使用中止届（別記第5号様式）に使用許可書を添えて指定管理者に届け出なければならない。

（一部改正〔平成19年規則42号〕）

（使用料の納付）

第10条 使用者は、福祉公民館の使用料（以下「使用料」という。）を使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、当該使用終了後10日以内に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、冷暖房料は、当該使用終了後納付するものとする。

3 第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて福祉公民館を使用する場合の延長使用料は、当該使用終了時までに納付しなければならない。

（一部改正〔令和2年規則13号〕）

（使用料の還付）

第11条 条例第10条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額

(2) 条例第8条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額

(3) 使用期日前20日までに使用中止の届出があったとき。 既納の使用料の全額

(4) 使用期日前10日までに使用中止の届出があったとき。 既納の使用料の5割の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、福祉公民館使用料還付申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、福祉公民館使用料還付決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知する。

（一部改正〔平成19年規則42号〕）

（使用料の減免）

第12条 条例第11条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市内の社会福祉関係団体が主催し、無料で行う行事に使用するとき。 冷暖房料を除く使用料の全額

(2) 市内の社会教育関係団体が主催し、無料で行う行事に使用するとき。 冷暖房料を除く使用料の全額

(3) 当市が主催する行事に使用するとき。 使用料の全額

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。 使用料の全額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、福祉公民館使用料減免申請書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により使用料の減額又は免除を決定したときは、福祉公民館使用料減免決定通知書（別記第9号様式）により当該申請者に通知する。

(一部改正〔平成19年規則42号・令和2年13号〕)

(行為の禁止)

第13条 福祉公民館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 福祉公民館の設備等を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 福祉公民館の施設及び敷地内において喫煙すること。
- (6) 所定の場所以外において火気を使用すること。
- (7) その他福祉公民館の管理に支障がある行為

(一部改正〔平成19年規則42号・令和2年13号〕)

(職員の立入り)

第14条 使用者は、当該職員が福祉公民館の管理のためその使用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

(一部改正〔平成19年規則42号〕)

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月26日規則第27号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日規則第18号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月26日規則第42号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日規則第13号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

（その1）

福祉公民館使用許可申請書

※太線内を記入してください。

申請 年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
住所	申請者
団体名	氏名
TEL	
使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用目的	
催物名称	
使用人員	人 特別設備
区 分	使用料 (円)
☐ 大会議室	
☐ 手話教室	
☐ 研修室 (1)	
☐ 研修室 (2)	
☐ 図書資料室	
☐ 点字録音室	
☐ 会議室	
☐ いこい室	
☐ 料理講習室	
許可 条 件	
使用の変更又は中止等があったときは、速やかに所定の手続をおとりください。	
受付 年 月 日 第 号	許可 年 月 日 第 号

(その2)

福祉公民館使用許可申請書

※太線内を記入してください。

(あて先) (指定管理者代表者)		申請 年 月 日
		住 所
		申 請 者 団体名
		氏 名
		TEL
使用内容 事務室		
場 所	面 積 平方メートル	
使用期間 年 月 日から 年 月 日まで		
備考 (特別設備その他)		
添付書類		

第2号様式（第6条関係）

（その1）

福祉公民館使用許可書

			年 月 日		
			住 所		
申請者			団体名		
			氏 名		
			TEL		
使用日時					
			年 月 日 ()	時 分	から
			年 月 日 ()	時 分	まで
使用目的					
催物名称					
使用人員			特別設備		
区 分	納 入 済 額		許 可 条 件		
☐ 大 会 議 室					
☐ 手 話 教 室					
☐ 研 修 室 (1)					
☐ 研 修 室 (2)					
☐ 図 書 資 料 室					
☐ 点 字 録 音 室					
☐ 会 議 室					
☐ い こ い 室					
☐ 料 理 講 習 室					
許可 第 号 年 月 日 上のとおり許可します。 (指定管理者代表者) 印					

(その2)

福 祉 公 民 館 使 用 許 可 書

		年	月	日
住 所				
申請者	団体名			
氏 名		様		
TEL				
使用内容				
事務室				
場 所		面 積		
		平方メートル		
使用期間				
年		月	日から	年 月 日まで
使用料				
許可条件				
許可 第 号				
年 月 日				
上のとおり許可します。				
(指定管理者代表者) 印				

第3号様式（第8条関係）

福祉公民館使用変更申請書

※太線内を記入してください。

年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
申請者	住 所 団体名 氏 名 T E L
使用許可 年 月 日 第 号	
理 由	
内 容	変 更 前
	変 更 後
添付書類 福祉公民館使用許可書	
備 考	
受 付 年 月 日	承 認 年 月 日

第4号様式（第8条関係）

福祉公民館使用変更承認書

		年	月	日
		住 所		
申請者		団体名		
		氏 名	様	
		TEL		
使用許可				
年 月 日 第 号				
理 由				
内 容	変 更 前			
	変 更 後			
添付書類				
福祉公民館使用許可書				
上のとおり承認します。 年 月 日 (指定管理者代表者) 印				

第5号様式 (第9条関係)

福祉公民館使用中止届

年 月 日
(あて先) (指定管理者代表者)
住 所 届出者 団体名 氏 名 T E L
使用許可
年 月 日 第 号
使用予定日時
年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
理 由
添付書類
福祉公民館使用許可書
受 付
年 月 日

第 6 号様式（第11条関係）

福祉公民館使用料還付申請書

※太線内を記入してください。

年 月 日	
(あて先) 八戸市長	
申請者	住 所 団体名 氏 名 T E L
理 由	
還付申請額	
円	
添付書類	
使用料領収書	
還付決定額	
円	
受 付	決 定
年 月 日	年 月 日

第7号様式（第11条関係）

福祉公民館使用料還付決定通知書

年 月 日		
住 所		
申請者	団体名	
	氏 名	様
	T E L	
理 由		
還付決定額		
円		
年 月 日		
上のとおり決定します。		
八戸市長		印

第 8 号様式（第12条関係）

福祉公民館使用料減免申請書

※太枠内を記入してください。

(あて先) 八戸市長		申請		年	月	日
		住 所				
		申請者	団体名			
		氏 名				
		T E L				
使用日時	年	月	日 ()	時	分から	
	年	月	日 ()	時	分まで	
使用目的						
催物名称						
申請理由						
区 分		使用料 (円)		減免申請額		
☐ 大 会 議 室				円		
☐ 手 話 教 室						
☐ 研修室 (1)						
☐ 研修室 (2)						
☐ 図 書 資 料 室				減免決定額		
☐ 点 字 録 音 室						
☐ 会 議 室						
☐ い こ い 室						
☐ 料 理 講 習 室						
☐ 事 務 室						
☐ 冷 暖 房 料						
合 計				円		
受 付				決 定		
年 月 日				年 月 日		

第 9 号様式（第12条関係）

福祉公民館使用料減免決定通知書

			年 月 日		
			住 所		
			申請者 団体名		
			氏 名		
			T E L		
使用日時			年 月 日 ()	時 分	から
			年 月 日 ()	時 分	まで
使用目的					
催物名称					
申請理由					
区 分		使用料 (円)		備考	
☐ 大 会 議 室					
☐ 手 話 教 室					
☐ 研修室 (1)					
☐ 研修室 (2)					
☐ 図 書 資 料 室				減免決定額	
☐ 点 字 録 音 室					
☐ 会 議 室					
☐ い こ い 室					
☐ 料 理 講 習 室					
☐ 事 務 室					
☐ 冷 暖 房 料					
合 計					
上のとおり決定します。 年 月 日 八戸市長 印					

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

（全部改正〔令和 2 年規則13号〕）

第 2 号様式（第 6 条関係）

（全部改正〔令和 2 年規則13号〕）

第 3 号様式（第 8 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則18号・19年42号・令和 2 年13号〕）

第 4 号様式（第 8 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則18号・19年42号・令和 2 年13号〕）

第 5 号様式（第 9 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則18号・19年42号・令和 2 年13号〕）

第 6 号様式（第11条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則18号・19年42号・令和 2 年13号〕）

第 7 号様式（第11条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則18号・令和 2 年13号〕）

第 8 号様式（第12条関係）

（全部改正〔平成24年規則 8 号〕、一部改正〔令和 2 年規則13号〕）

第 9 号様式（第12条関係）

（全部改正〔令和 2 年規則13号〕）

○八戸市勤労身体障害者体育施設条例

昭和53年 3 月 30 日

条例第12号

改正 平成元年 6 月 20 日 条例第49号
平成 6 年 12 月 26 日 条例第67号
平成 9 年 3 月 27 日 条例第35号
平成12年 3 月 29 日 条例第 4 号
平成15年 6 月 19 日 条例第26号
平成19年 6 月 25 日 条例第36号
平成25年 12 月 27 日 条例第55号
令和元年 9 月 27 日 条例第24号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、勤労身体障害者のスポーツの普及振興を図り、もって健康の増進と勤労意欲の高揚に資するため、勤労身体障害者体育施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(勤労身体障害者体育施設の名称及び位置)

第 2 条 勤労身体障害者体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸福祉体育館
- (2) 位置 八戸市類家四丁目 3 番 1 号

(一部改正〔平成12年条例 4 号・15年26号〕)

(指定管理者による管理)

第 3 条 八戸福祉体育館（以下「体育館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(追加〔平成19年条例36号〕)

(指定管理者の業務)

第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(追加〔平成19年条例36号〕)

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、体育館の管理を行わなければならない。

(追加〔平成19年条例36号〕)

(使用の許可及び条件)

第6条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(一部改正〔平成19年条例36号〕)

(使用制限)

第7条 指定管理者は、体育館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 体育館の管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

(一部改正〔平成19年条例36号〕)

(使用条件の変更等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
 - (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより第6条の規定により体育館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(一部改正〔平成19年条例36号〕)

(使用料)

第9条 体育館の使用料（以下「使用料」という。）は、無料とする。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害がある者その他規則で定める者以外の者が体育館を使用する場合の使用料は、別表に掲げるとおりとする。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成19年条例36号〕）

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。
- (2) 第8条第1項第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 規則で定める期限までに使用中止の届出があったとき。

（一部改正〔平成19年条例36号〕）

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により使用料を減免することができる。

（一部改正〔平成19年条例36号〕）

（目的外使用等の禁止）

第12条 使用者は、体育館の施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（一部改正〔平成19年条例36号〕）

（特別設備の設置等の許可）

第13条 使用者が体育館の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（一部改正〔平成19年条例36号〕）

（秩序保持）

第14条 使用者は、体育館の秩序保持及び施設的良好な保全に努めなければならない。

2 使用者及び入場者は、常に当該職員の指示に従わなければならない。

（一部改正〔平成19年条例36号〕）

（入場の拒否等）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 体育館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入場を不適當と認める者

(一部改正〔平成19年条例36号〕)

(使用者の原状回復義務)

第16条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、第8条第1項第4号の場合において、指定管理者がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(一部改正〔平成19年条例36号〕)

(損害賠償)

第17条 体育館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成19年条例36号〕)

(委任事項)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成19年条例36号〕)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年4月規則第16号で、同53年4月22日から施行)

附 則 (平成元年6月20日条例第49号)

1 この条例は、平成元年9月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月26日条例第67号)

1 この条例は、平成7年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第35号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月29日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年6月19日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第36号）

この条例中第1条の規定は平成19年7月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第55号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（八戸市南郷文化ホール条例等の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の八戸市南郷文化ホール条例第6条第1項、第15条の規定による改正前の八戸市美術館条例第7条第1項、第18条の規定による改正前の八戸市公民館条例第7条第1項、第23条の規定による改正前の八戸市職業訓練センター条例第6条第1項、第24条の規定による改正前の八戸市農村環境改善センター条例第3条第1項、第28条の規定による改正前の八戸市農業経営振興センター条例第4条第1項、第37条の規定による改正前の八戸市福祉センター条例第6条第1項、第38条の規定による改正前の八戸市総合福祉会館条例第7条第1項、第39条の規定による改正前の八戸市集会場条例第6条第1項、第41条の規定による改正前の八戸市勤労身体障害者体育施設条例第6条第1項、第42条の規定による改正前の八戸市斎場条例第6条、第44条の規定による改正前の八戸市島守コミュニティセンター条例第3条第1項、第50条の規定による改正前の八戸市防災コミュニティセンター条例第6条第1項、第56条の規定による改正前の八戸市農村公園条例第3条第1項及び第5条第1項並びに第57条の規定による改正前の八戸市多目的交流広場条例第3条第1項及び第4条第1項の規定により受けている許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第24号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（八戸市集会場条例等の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の八戸市集会場条例第6条第1項、第10条の規定による改正前の八戸市南郷文化ホール条例第6条第1項、第14条の規定による改正前の八戸市屋内スケートリンク条例第6条第1項、第24条の規定による改正前の八戸まちなか広場条例第4条第1項、第26条の規定による改正前の八戸市公民館条例第7条第1項、第27条の規定による改正前の八戸市職業訓練センター条例第6条第1項、第31条の規定による改正前の八戸市蕪島プロムナード公園条例第3条第1項及び第4条第1項、第32条の規定による改正前の八戸市農村環境改善センター条例第3条第1項、第36条の規定による改正前の八戸市農業経営振興センター条例第4条第1項、第43条の規定による改正前の八戸市福祉センター条例第6条第1項、第44条の規定による改正前の八戸市総合福祉会館条例第7条第1項、第46条の規定による改正前の八戸市勤労身体障害者体育施設条例第6条第1項、第48条の規定による改正前の八戸市斎場条例第6条、第50条の規定による改正前の八戸市津波防災センター条例第3条第1項、第51条の規定による改正前の八戸市島守コミュニティセンター条例第3条第1項、第57条の規定による改正前の八戸市水防センター条例第6条第1項、第63条の規定による改正前の八戸市農村公園条例第3条第1項及び第5条第1項並びに第64条の規定による改正前の八戸市多目的交流広場条例第3条第1項及び第4条第1項の規定により受けている許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

使用料

使用時間区分				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過時
使用内容区分				9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	12時から21時まで	9時から21時まで	間
競技場	貸切で使用する場合	アマチュアスポーツを使用する場合	入場料の徴収しない場合	円 1,600	円 2,610	円 3,380	円 4,230	円 5,630	円 7,250	1時間につき各時間区分の
			入場料の徴収する場合	4,860	7,880	10,130	12,640	16,760	21,780	1時間相当額
		アマチュア	入場料の	8,740	13,770	17,770	22,540	29,040	37,680	

		アスポー類を徴収 ツ以外にしない場 使用する合							
		場合	入場料の 類を徴収 する場合	24,410	39,440	50,730	63,890	84,540	108,990
	個人で使用する場合		1時間につき児童・生徒20円、一般（大学生を含む。）50円						
設備、器具等			市長が定める額						

備考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、当該使用料を徴収する。
- 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にアマチュアスポーツ以外に使用する場合は、当該使用料の100分の120に相当する額とする。
- 3 暖房料金は、市長が別に定める。
- 4 使用者が入場者から入場料を徴収しない場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合は、入場料を徴収したものとみなす。
 - （1） 会員制等により会費を徴収する場合
 - （2） 営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合
- 5 貸切りで使用する場において、この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（一部改正〔平成元年条例49号・6年67号・9年35号・19年36号・25年55号・令和元年24号〕）

○八戸市勤労身体障害者体育施設条例施行規則

昭和53年 4 月18日

規則第17号

改正 平成元年 6 月30日規則第43号
平成 5 年 3 月30日規則第19号
平成 7 年 5 月31日規則第30号
平成 9 年 3 月27日規則第16号
平成19年 6 月29日規則第47号
平成25年12月27日規則第107号
平成27年 2 月 3 日規則第 2 号
令和元年 9 月27日規則第40号
令和 2 年 3 月26日規則第19号
令和 6 年 3 月29日規則第29号
令和 7 年 3 月28日規則第27号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市勤労身体障害者体育施設条例（昭和53年八戸市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 八戸福祉体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第 3 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(一部改正〔平成19年規則47号〕)

(休館日)

第 3 条 体育館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月28日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(一部改正〔平成19年規則47号〕)

(使用期間)

第4条 体育館の使用期間は、同一使用につき引き続き3日を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、使用期間を変更することができる。

(一部改正〔平成19年規則47号〕)

(使用許可の申請手続等)

第5条 条例第6条第1項の規定により体育館の使用の許可を受けようとする者は、八戸福祉体育館使用申込簿(別記第1号様式)に所定の事項を記入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、貸切りで体育館を使用しようとする者は、八戸福祉体育館使用許可申請書(別記第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 前2項の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が相当な理由があり、かつ、体育館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 個人で使用する場合 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める日

ア 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 使用開始期日前4箇月

イ アに掲げる者以外の者 使用開始期日前7日

(2) 貸切りで使用する場合 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める日

ア 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は社会福祉関係団体 使用開始期日前4箇月

イ アに掲げる者以外の者 使用開始期日前3箇月

4 指定管理者は、第1項又は第2項の申請を受理した場合において、体育館の使用を許可したときは、当該申請者に、第1項の申請にあつては八戸福祉体育館使用券(別記第3号様式。以下「使用券」という。)を、第2項の申請にあつては八戸福祉体育館使用許可書(別記第4号様式。以下「使用許可書」という。)をそれぞれ交付する。

(一部改正〔平成19年規則47号・令和6年29号〕)

(使用許可書等の提示)

第6条 前条第4項の規定により体育館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館を使用しようとするときは、使用券又は使用許可書を当該職員に提示しなければならない。

(使用時間の延長)

第7条 使用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間を超えて体育館を使用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（一部改正〔平成19年規則47号〕）

（使用の変更）

第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、八戸福祉体育館使用変更承認申請書（別記第5号様式）に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、使用の変更を承認したときは、八戸福祉体育館使用変更承認書（別記第6号様式）を当該申請者に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、貸切り使用以外の使用者にあっては、使用券を提示して口頭により申請するものとする。

（一部改正〔平成19年規則47号〕）

（使用の中止）

第9条 使用者は、体育館の使用を中止しようとするときは、八戸福祉体育館使用中止届（別記第7号様式）に使用許可書を添えて、指定管理者に届け出なければならない。ただし、貸切り使用以外の使用者にあっては、使用券を提示して口頭により届け出るものとする。

（一部改正〔平成19年規則47号〕）

（無料使用者の範囲）

第10条 条例第9条第1項に規定する規則で定める者は、愛護手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

（一部改正〔平成19年規則47号・令和6年29号〕）

（設備、器具等の使用料）

第11条 条例別表の規定により市長が定める設備、器具等の使用料は、別表第1のとおりとする。

（一部改正〔令和7年規則27号〕）

（暖房料）

第12条 条例別表の規定により市長が定める暖房料は、別表第2のとおりとする。

（一部改正〔令和7年規則27号〕）

（使用料の納付）

第13条 使用者は、体育館の使用料（以下「使用料」という。）を使用券又は使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、当該使用終了後7日以内に納付するものとする。

2 第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて体育館を使用する場合の延長使用料は、

当該使用終了時までには納付しなければならない。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、暖房料は、当該使用終了後納付することができる。

(一部改正〔平成27年規則2号〕)

(使用料の還付)

第14条 条例第10条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額
- (2) 条例第8条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額
- (3) 使用期日前30日までに使用中止の届出があったとき 既納の使用料の全額
- (4) 使用期日前10日までに使用中止の届出があったとき 既納の使用料の5割の額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、八戸福祉体育館使用料還付申請書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、八戸福祉体育館使用料還付決定通知書(別記第9号様式)により当該申請者に通知する。

(一部改正〔平成19年規則47号・27年2号〕)

(使用料の減免)

第15条 条例第11条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する身体障害者の競技大会のために使用するとき 使用料の全額
- (2) 社会福祉関係団体が使用するとき 使用料の全額
- (3) 当市が主催する行事に使用するとき 使用料の全額
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき 使用料の全額

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、八戸福祉体育館使用料減免申請書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、八戸福祉体育館使用料減免決定通知書(別記第11号様式)により当該申請者に通知する。

(一部改正〔平成19年規則47号・27年2号・令和6年29号〕)

(行為の禁止)

第16条 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 体育館の設備等を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある

物品若しくは動物の類を携帯すること。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 体育館の施設及び敷地内において喫煙すること。

(6) 所定の場所以外において火気を使用すること。

(7) その他体育館の管理に支障がある行為

(一部改正〔平成19年規則47号・令和2年19号〕)

(職員の立入り)

第17条 使用者は、当該職員が体育館の管理のため、その使用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

(一部改正〔平成19年規則47号〕)

附 則

この規則は、昭和53年4月22日から施行する。

附 則 (平成元年6月30日規則第43号)

この規則は、平成元年9月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日規則第19号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月31日規則第30号)

1 この規則は、平成7年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日規則第16号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月29日規則第47号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第107号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月3日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日規則第40号)

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日規則第19号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日規則第29号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、同年10月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の八戸市勤労身体障害者体育施設条例施行規則別表第 3 の規定は、同項ただし書に規定する規定の施行の日以後の使用期間に係る暖房料について適用し、同日前の使用期間に係る暖房料については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月28日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第11条関係）

設備、器具等使用料

区分	単位	金額（1 時間当たり）	
		児童・生徒	一般（大学生を含む。）
バスケット台	1 組	80円	160円
バレーボール支柱（ネット、審判台共）	1 組	60円	120円
卓球台（支柱、ネット共）	1 組	30円	60円
バドミントン支柱（ネット共）	1 組	30円	60円
ボール類	1 個	10円	20円
ラケット類	1 本	10円	20円

（全部改正〔令和 7 年規則27号〕）

別表第 2（第12条関係）

暖房料

区分	金額（1 時間当たり）
アマチュアスポーツに使用する場合	2,000円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	4,000円

（一部改正〔平成元年規則43号・9年16号・25年107号・令和元年40号・6年29号・7年27号〕）

別記
第1号様式（第5条関係）

八戸福祉体育館使用申込簿

月 日	住 所 及 電 話 番 号	氏 名	使用目的	使用時間	区 分	数 量 (積算の基礎)	使用料	許可月日	許可番号	備 考 (変更事項)
月 日	TEL()			時 分から 時 分まで	競技場		円	月 日		
							円			
							円			
					合 計		円			
月 日	TEL()			時 分から 時 分まで	競技場		円	月 日		
							円			
							円			
					合 計		円			
月 日	TEL()			時 分から 時 分まで	競技場		円	月 日		
							円			
							円			
					合 計		円			
月 日	TEL()			時 分から 時 分まで	競技場		円	月 日		
							円			
							円			
					合 計		円			

第2号様式（第5条関係）

八戸福祉体育館使用許可申請書

※太線内を記入してください。

(あて先) (指定管理者代表者)		申請 年 月 日	
		住所 申請者 TEL () 氏名又は 代表者名	
使用日時			
年 月 日 () 時 分から		年 月 日 () 時 分まで	
使用目的			
催物名称			
入場料 有 ・ 無		使用人員 人	入場予定人員 人
競技場及び設備・器具等	区 分	数量 (積算の基礎)	使 用 料
	競 技 場		円
	設 備 ・ 器 具 等		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合 計		円	
備考 (特別設備その他)			
受 付 年 月 日第 号		許可第 号 年 月 日	

第3号様式（第5条関係）

八戸福祉体育館使用券

使用 年 月 日	体 育 用 具 使 用	種別
住所 TEL ()		単位 コート
		☐ ラケット ☐ ボール
氏名	備考	
使用時間 時 分から 時 分まで	許可 第 号 年 月 日 (指定管理者代表者) 印	

第4号様式（第5条関係）

八戸福祉体育館使用許可書

住所 申請者 TEL () 氏名又は 代表者名 様			
使用日時 年 月 日 () 年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
使用目的			
催物名称			
入場料 有 ・ 無		使用人員 人	入場予定人員 人
競技場及び設備・器具等	区分	数量（積算の基礎）	使用料
	競技場		円
	設備・器具等		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合 計		円	
備考（特別設備その他）			
上のとおり許可します。 許可第 号 年 月 日 (指定管理者代表者) 印			

第5号様式（第8条関係）

八戸福祉体育館使用変更承認申請書

※太線内を記入してください。

年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
住所 申請者	TEL ()
氏名又は 代表者名	
使用許可	
年 月 日第 号	
理 由	
内 容	変更前
	変更後
添付書類 八戸福祉体育館使用許可書	
備 考	
受付	承認
年 月 日	年 月 日

第6号様式 (第8条関係)

八戸福祉体育館使用変更承認書

	住所 申請者 TEL () 氏名又は 代表者名 様
使用許可 年 月 日第 号	
理 由	
内	変更前
容	変更後
添付書類 八戸福祉体育館使用許可書	
年 月 日 上のとおり承認します。 (指定管理者代表者) 印	

第7号様式（第9条関係）

八戸福祉体育館使用中止届

届出 年 月 日 (あて先) (指定管理者代表者) 住所 届出者 TEL () 氏名又は 代表者名	
使用許可	年 月 日第 号
使用予定日時	月 日 時から 月 日 時まで
理 由	
添付書類	八戸福祉体育館使用許可書
受 付	年 月 日

第 8 号様式（第14条関係）

八戸福祉体育館使用料還付申請書

※太線内を記入してください。

申請 年 月 日	
(あて先) 八戸市長	
住所	
申請者 TEL ()	
氏名又は 代表者名	
理 由	
還付申請額 円	
添付書類 使用料領収書	
還付決定額 円	
受付 年 月 日	決定 年 月 日

第9号様式（第14条関係）

八戸福祉体育館使用料還付決定通知書

	住　所 申請者 TEL（　） 氏名又は 代表者名	様
理　由		
還付決定額	円	
	通知　年　月　日	
上のとおり決定します。		
	八戸市長	印

第10号様式（第15条関係）

八戸福祉体育館使用料減免申請書

※太線内を記入してください。

申請 年 月 日 (あて先) 八戸市長 住 所 申請者 TEL () 氏名又は 代表者名	
理 由	
減免申請額 円	
添付書類	
減免決定額 円	
受付 年 月 日	決定 年 月 日

第11号様式（第15条関係）

八戸福祉体育館使用料減免決定通知書

住 所 申請者 TEL () 氏名又は 代表者名 様
理 由
減免決定額
通知 年 月 日 上のとおり決定します。 八戸市長 印

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号・19年47号〕）

第 3 号様式（第 5 条関係）

（一部改正〔平成19年規則47号〕）

第 4 号様式（第 5 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号・19年47号〕）

第 5 号様式（第 8 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号・19年47号〕）

第 6 号様式（第 8 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号・19年47号〕）

第 7 号様式（第 9 条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号・19年47号〕）

第 8 号様式（第14条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号・19年47号〕）

第 9 号様式（第14条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号〕）

第10号様式（第15条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号・19年47号〕）

第11号様式（第15条関係）

（一部改正〔平成 5 年規則19号〕）

○八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年 6 月24日

条例第124号

改正 平成25年 3 月22日条例第 7 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて特別の理由があるときは、この限りでない。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請をする法人等に必要な資格
- (3) 申請の方法
- (4) 選定の基準
- (5) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (6) 指定管理者に指定する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長等が定める日までに、申請書に管理の業務に関する事業計画書その他規則又は教育委員会規則で定める書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして最も適当と認める法人等を、指定管理者の候補者に選定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が公の施設の効用を効果的に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減を図るものであること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして市長等が定める基準

(指定管理者選定委員会)

第5条 指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、八戸市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、当該選定に係る公の施設を所管する部(教育委員会事務局を含む。)ごとにそれぞれ一を置く。ただし、公の施設の性格によりこれにより難い場合は、当該公の施設ごとに置くことができる。

3 委員会は、市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

4 委員会は、指定管理者の候補者の選定について必要があると認めるときは、市長等に対し意見を述べることができる。

5 前各項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、市長等が定める。

(追加〔平成25年条例7号〕)

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条の規定により指定管理者の候補者として選定した法人等を、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公表するとともに、第3条の申請を行った法人等に対して、その旨を通知するものとする。

(一部改正〔平成25年条例7号〕)

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた法人等は、市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理の業務に関する事項

(2) 市が支払うべき管理の業務に要する費用に関する事項

(3) 事業報告に関する事項

(4) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) その他市長等が必要と認める事項

(一部改正〔平成25年条例7号〕)

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の開始の日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び公の施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理の業務に要した費用の支出状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(一部改正〔平成25年条例7号〕)

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった公の施設の施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成25年条例7号〕)

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長等の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(一部改正〔平成25年条例7号〕)

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくはその管理する公の施設の業務に従事している者又はこれらのものであった者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(一部改正〔平成25年条例7号〕)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

(一部改正〔平成25年条例7号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(八戸市情報公開条例の一部改正)

- 2 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第23条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報のうち当該指定管理者が管理を行う公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）に係るものの開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(八戸市個人情報保護条例の一部改正)

- 3 八戸市個人情報保護条例（平成14年八戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「委託する場合」の次に「又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合」を加え、同条第2項中「受けたもの」の次に「又は実施機関が個人情報取扱事務を行わせている指定管理者」を加え、同条第3項中「受けた」の次に「個人情報取扱事務又は実施機関が指定管理者に行わせている」を加える。

第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の講ずる措置等)

第33条 指定管理者は、第12条に規定するもののほか、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報のうち当該指定管理者が管理を行う公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）に係るものの保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

附 則（平成25年3月22日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年 6 月24日

規則第83号

改正 平成25年 3 月25日規則第20号

令和 3 年 3 月30日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年八戸市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) 管理の業務に関する収支計画書
- (2) 法人等の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人等の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第3条 条例第6条第2項の規定による通知は、指定管理者に指定した法人等には指定管理者指定通知書（別記第2号様式）により、指定管理者に指定しない法人等には指定管理者不指定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(一部改正〔平成25年規則20号〕)

(指定の取消し等)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消すときは指定管理者指定取消書（別記第4号様式）により、同項の規定により管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは指定管理者業務停止命令書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続き等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日規則第20号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第35号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記
第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

	法人等の所在地
申請者	法人等の名称
	代表者氏名

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、
次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- （1） 管理の業務に関する事業計画書
- （2） 管理の業務に関する収支計画書
- （3） 法人等の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずるもの
- （4） 法人にあつては当該法人の登記事項証明書
- （5） 法人等の経営状況を説明する書類
- （6） その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長 団

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり貴社・貴団体を指定管理者に指定したので、通知します。

1 公の施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長 団

指 定 管 理 者 不 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり指定管理者を指定し、貴社・貴団体を指定しませんので通知します。

1 公の施設の名称

2 指定管理者に指定する法人等の名称

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長 印

指 定 管 理 者 指 定 取 消 書

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり指定を取り消します。

1 公の施設の名称

2 理 由

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長 印

指 定 管 理 者 業 務 停 止 命 令 書

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり業務の全部・一部を停止することを命じます。

1 公の施設の名称

2 業務停止の内容

3 業務停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

（一部改正〔令和 3 年規則35号〕）

第 2 号様式（第 3 条関係）

（一部改正〔平成25年規則20号〕）

第 3 号様式（第 3 条関係）

（一部改正〔平成25年規則20号〕）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 4 条関係）

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約について基本的な事項を定めることにより、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者の適正な労働環境等の確保を図り、もって公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げるものをいう。

ア 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約

イ 市と指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が締結する公の施設の管理に関する協定

(2) 下請契約等 次に掲げる契約をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、受注者（市と公契約を締結する者をいう。次号において同じ。）その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う契約

イ 公契約に係る業務に従事させるため、受注者等に対して労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣をすることを約する契約

(3) 受注者等 受注者及び当該受注者が締結する公契約に係る下請契約等を締結する者をいう。

(4) 特定公契約 公契約のうち、その種類及び規模が規則で定める要件に該当するものをいう。

(5) 特定受注者 市と特定公契約を締結する者をいう。

(6) 特定受注者等 特定公契約に係る受注者等をいう。

(7) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 受注者等に雇用されて、公契約に係る業務に従事する労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）

イ 第 2 号イに掲げる契約により受注者等に派遣される者

ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負契約により公契約に係る業務に従事する者

(8) 労働環境等 労働者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境をいう。

(基本方針)

第3条 公契約における基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 契約内容の適正な履行及び品質を確保すること。
- (3) 労働者の適正な労働環境等を確保すること。
- (4) 市内事業者の育成及び活用に資すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、公契約の適正化を図るための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、第2条第1号アに掲げる契約を締結するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 公正な競争を促進させるとともに、契約の性質及び目的を踏まえた適正な入札及び契約の方法を選択すること。
- (2) 社会経済情勢の変化、市場における取引価格等を考慮した積算に基づいた予定価格を定めるとともに、契約の規模、履行の難易、適正な労働環境等の確保等を踏まえ、適正な履行期間を設定すること。
- (3) 契約の締結後、やむを得ない事由により設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）を変更する必要がある場合であって、これに伴い契約金額又は履行期間に変動が生じるときは、契約の相手方と契約金額又は履行期間を変更する契約を締結すること。
- (4) 地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者の受注機会の確保に努めること。

3 市は、第2条第1号イに掲げる協定を締結するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 社会経済情勢の変化、市場における取引価格等を考慮した積算に基づいた指定管理料（市が支払うべき当該公の施設の管理の業務に要する費用をいう。次号において同じ。）を定めること。
- (2) 協定の締結後、やむを得ない事由により当該公の施設の管理に関する事項を変更する必要がある場合であって、これに伴い指定管理料に変動が生じるときは、指定管理者と指定管理料を変更する協定を締結すること。

(3) 地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者の参入機会の確保に努めること。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、労働基準法その他の労働に関する法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守し、労働者の適正な労働環境等を確保しなければならない。

2 受注者等は、公契約及び下請契約等を締結するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 適正な価格による契約を締結すること。

(2) 公契約及び下請契約等の履行において、市内事業者の積極的な活用を図ること。

(3) 下請契約等に当たっては、契約の相手方との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結すること。

3 受注者等は、前条第1項の規定により市が実施する公契約の適正化を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(労働環境等の報告)

第6条 特定受注者等（特定受注者及び当該特定受注者と下請契約等を締結した者に限る。）は、労働者の適正な労働環境等を確保するための取組について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(労働者への周知)

第7条 特定受注者等は、次に掲げる事項について、業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付することにより、当該特定受注者等が雇用し、又は請負契約を締結する労働者に周知しなければならない。

(1) 当該特定公契約の名称

(2) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(3) 労働者は、次条の規定による申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

(4) その他市長が必要と認める事項

(労働者の申出)

第8条 労働者は、受注者等がこの条例又は労働関係法令に違反している疑いがあるときは、市長にその旨を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 受注者等は、前条の規定による申出をした労働者に対し、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の要求及び立入調査)

第10条 市長は、第8条の規定による申出があったとき、又は受注者等がこの条例若しくは労

働関係法令に違反している疑いがあると認めるときは、当該受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該受注者等の作業所等に立ち入り、書類の閲覧その他の必要な調査をさせることができる。

（是正措置）

第11条 市長は、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例又は労働関係法令に違反していると認めるときは、当該受注者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において、市長は、当該受注者等について、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

2 受注者等は、前項の規定により措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、市長が指定する期日までに当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

（公契約の解除等）

第12条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、指名停止、当該公契約の解除（第2条第1号イに掲げる協定にあつては、指定管理者の指定の取消し。次条において同じ。）その他必要な措置を行うことができる。

（1） 第10条の規定による報告若しくは資料の提出がないとき、又は同条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（2） 前条第1項の規定による是正措置を講じないとき、又は同条第2項の規定により報告された是正措置の内容が適当でないと認められるとき。

2 前項の規定に基づいて市長が行った措置により市に損害が生じたときは、市長はその損害の賠償を当該受注者等に請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた場合は、当該受注者等は、その損害を賠償しなければならない。

（公表）

第13条 市長は、前条第1項の規定に基づく指名停止若しくは当該公契約の解除又はその他の措置のうち公表が必要と認めるものを行った場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結する公契約について適用する。

○八戸市情報公開条例

平成14年 3 月27日

条例第 6 号

改正 平成14年 9 月26日条例第33号

平成17年 2 月18日条例第 4 号

平成17年 6 月24日条例第124号

平成17年12月27日条例第175号

平成19年 9 月27日条例第43号

平成19年12月27日条例第56号

平成28年 3 月22日条例第 8 号

令和 5 年 2 月 9 日条例第 4 号

令和 5 年 3 月24日条例第 7 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 行政文書の開示等

第 1 節 行政文書の開示（第 5 条―第16条）

第 2 節 審査請求（第17条―第17条の10）

第 3 節 雑則（第18条―第21条）

第 3 章 補則（第22条―第25条）

附則

第 1 章 総則

（この条例の目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する権利を明らかにすること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市民に行政活動を説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、自動車運送事業管理者、病院事業管理者、議会の議長及び財産区をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会の事務局の職員。以下この号において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、

フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（一部改正〔平成19年条例56号・令和5年7号〕）

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。この場合において、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求する者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示

（行政文書の開示請求）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（一部改正〔令和5年条例7号〕）

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（一部改正〔平成17年条例175号〕）

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関

する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（一部改正〔平成14年条例33号・17年175号・19年43号・令和5年4号・7号〕）

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（一部改正〔令和5年条例7号〕）

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（一部改正〔令和5年条例7号〕）

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定をしたとき又は前項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由並びに当該行政文書の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知に係る書面

に記載しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行政文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(1) 第4項に規定する期間内に開示決定等がなされない場合（当該期間内に第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 開示請求に係る行政文書

(2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示決定等の期限までに当該開示決定等がなされないとき。 開示請求に係る行政文書

(3) 第4項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合 次に掲げる行政文書

ア 前項前段に規定する開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をするべき期間内に当該開示決定等がなされない場合にあっては、開示請求に係る行政文書

イ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの行政文書に係る開示決定等がなされない場合にあっては、当該残りの行政文書

（事案の移送）

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当

該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（追加〔平成17年条例175号〕）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第17条の2及び第17条の7において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例175号・28年8号・令和5年7号〕）

(開示の実施)

第14条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、これらの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示決定の通知の際に指定する日時及び場所において行う。

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初の開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(費用負担)

第15条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(法令等による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第14条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定による開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

第2節 審査請求

(追加〔平成28年条例8号〕)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(全部改正〔平成28年条例8号〕)

(審査請求があった場合の手続)

第17条の2 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、八戸市行政不服審査会(八戸市行政不服審査条例(平成28年八戸市条例第7号)第4条の八戸市行政不服審査会をいう。以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(追加〔平成28年条例8号〕)

(審査会の職務)

第17条の3 審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項のほか、実施機関の諮問に応じ、審査請求に関する事項及び情報公開制度の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度の運営

に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（審査会の調査権限）

第17条の4 審査会は、審査請求に関する事項について調査審議を行うために必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（意見の陳述等）

第17条の5 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（委員による調査手続）

第17条の6 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条の4第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（提出資料等の写しの送付）

第17条の7 審査会は、第17条の4第3項若しくは第4項又は第17条の5第3項の規定により審査請求人等から資料又は意見書の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、審査請求人等（当該資料又は意見書を提出した者を除く。）に対し、当該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（調査審議手続の非公開）

第17条の8 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（答申書の送付等）

第17条の9 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（審査会への委任）

第17条の10 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議に関し必要な事項は、審査会の会長が審査会に諮って定める。

（追加〔平成28年条例8号〕）

第3節 雑則

（一部改正〔平成28年条例8号〕）

（行政文書の管理）

第18条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関して必要な事項についての定めを設けるものとする。

（一部改正〔平成17年条例175号〕）

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第19条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の目録を一般の閲覧に供すること等により、当該実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（一部改正〔平成17年条例175号・令和5年7号〕）

（開示状況の公表）

第20条 市長は、毎年度、この条例による行政文書の開示の状況を公表しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(適用除外)

第21条 この章の規定は、図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものとされているものについては、適用しない。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

第3章 補則

(情報公開の総合的推進)

第22条 市は、この条例の目的にかんがみ、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、市が出資する法人等の事業、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する資料の収集及び整備その他の行政資料の提供等の情報提供施策の充実を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(市が出資する法人の情報公開)

第23条 市が出資する法人のうち、市長が定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(指定管理者の情報公開)

第24条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報のうち当該指定管理者が管理を行う公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)に係るものの開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(追加〔平成17年条例124号〕、一部改正〔平成17年条例175号〕)

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(一部改正〔平成17年条例124号・175号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(一部改正〔平成17年条例4号〕)

(八戸市情報公開条例の廃止)

2 八戸市情報公開条例（平成8年八戸市条例第29号）は、廃止する。

（一部改正〔平成17年条例4号〕）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現になされている前項の規定による廃止前の八戸市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定による公文書の開示の請求及び旧条例第14条第1項に規定する不服申立ては、それぞれ第6条の規定によってなされた行政文書の開示の請求及び第16条第1項に規定する不服申立てとみなす。

（一部改正〔平成17年条例4号〕）

4 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前にした旧条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（南郷村の編入に伴う経過措置）

5 南郷村情報公開条例（平成15年南郷村条例第1号。以下「旧南郷村条例」という。）第2条第2号に規定する公文書は、行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

（追加〔平成17年条例4号〕）

6 南郷村の編入の日前に旧南郷村条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成17年条例4号〕）

附 則（平成14年9月26日条例第33号）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 改正後の八戸市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求（改正後の八戸市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月18日条例第4号）

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第124号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第175号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成19年9月27日条例第43号）抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年 9 月規則第56号で、同19年10月 1 日から施行)

附 則 (平成19年12月27日条例第56号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(八戸市情報公開条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前 2 項の規定による改正前の八戸市情報公開条例又は八戸市個人情報保護条例の規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもののうち病院事業に係るものは、これらの規定による改正後の八戸市情報公開条例又は八戸市個人情報保護条例の相当規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成28年 3 月22日条例第 8 号)

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 9 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月24日条例第 7 号)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八戸市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求(八戸市情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、市の事務又は事業（以下「事務事業」という。）における暴力団排除措置の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業の相手方 市が事務事業の相手方にしようとし、又はしている者をいう。
- (2) 排除措置 市が事務事業の相手方としない措置又は相手方としてしていることを取り消し、若しくは解除する措置をいう。
- (3) 排除措置対象者 市が事務事業から排除する者をいい、次に掲げる者をいう。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員である者。

イ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。以下同じ。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。以下同じ。）に当たり、その契約先が上記アからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

カ 上記アからエまでのいずれかに該当する者を、下請契約又は再受託契約の契約先としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市長が当該契約の解除を求め、これに従わなかった者。

(排除措置等)

第3条 市長は、次に掲げる事務事業について、排除措置を実施するものとする。ただし、当該事務事業の目的及び内容から排除措置を実施すべきでない特別な理由があるものについては、この限りでない。

- (1) 建設工事請負等、製造の請負、物品調達、業務委託、役務の提供、貸借、修繕、公有財産売却等の入札及び契約
 - (2) 公の施設の指定管理の指定
 - (3) 公の施設の利用
 - (4) 補助金等の交付、金銭の給付又は貸借
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、相手方に何らかの利益を与えるおそれのある事務事業
- 2 市長は、事務事業の執行に当たり、排除措置を実施するための規定を設けるとともに、排除措置対象者を排除すること及び排除措置対象者であるかどうかを青森県警察八戸警察署長（以下「警察署長」という。）に照会する場合があることを、あらかじめ、申請書等に記載する等の方法により、事務事業の相手方に周知しなければならない。
- 3 市長は、事務事業の相手方が排除措置対象者に該当するか否かについて確認する必要があると認めるときは、警察署長に対し別記様式第1号により照会するものとする。
- 4 警察署長は、前項に定める照会を受けたときは、速やかに調査し、市長に対し別記様式第2号により回答するものとする。
- 5 市長は、事務事業の相手方について、警察署長から排除措置の実施の要請（以下「排除措置要請」という。）に係る通知（別記様式第3号）を受け、排除措置を実施したときは、当該排除措置対象者に排除措置を実施したことを通知するものとする。
- 6 市長は、警察署長からの排除措置対象者に該当する旨の回答は、前項に定める排除措置要請とみなす。
- 7 市長は、排除措置を実施したときは、その旨を警察署長に対し別記様式第4号により通知するものとする。
- 8 市長は、排除措置を実施した排除措置対象者に対し、警察署長から排除措置要請の取消しの通知（別記様式第5号）があるまで、排除措置を継続するものとする。

(公表)

第4条 市長は、特別の理由がある場合を除き、排除措置を実施したときは、当該排除措置対象者の氏名又は法人名称、住所又は所在地、措置期間、措置内容、措置理由その他必要な事項について、警察署長からの排除措置要請の写しとともに公表するものとする。

(支援及び協力の要請)

第5条 市長は、排除措置に係る排除措置対象者からの妨害等が生じ、又は生じることが予想されるときは、警察署長に対し、警察官の出動その他の支援及び協力を要請するも

のとする。

(不当要求等への対応)

第6条 市長は、事務事業の相手方が排除措置対象者から不当要求若しくは違法行為（以下「不当要求等」という。）を受けたとき、又はこれらを受けるおそれがあると認めるときは、速やかに警察署長に通報するよう指導するものとする。

2 市長は、不当要求等を受けた事務事業の相手方に対し、状況に応じて、履行期限の延長等の必要な措置を実施するものとする。

(情報管理)

第7条 市長は、この要綱の運用により取得した情報を適正に管理し、この要綱を運用する目的以外には使用してはならない。

(適用除外)

第8条 排除措置の実施に関し、別に要綱若しくはこれに類するものがある場合又は法令等に暴力団排除に関する定めがある場合は、この要綱を適用せず、当該要綱若しくはこれに類するもの又は法令等に定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、排除措置の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から実施する。